法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年十二月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第七十二号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万五千六百円」を「四十一万六千六百円」に改め、同項第二号中「五万千百円」を「五万千六百円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」を「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」に、「百分の六十五」を「、六月に支給する場合には百分の六十五、十二月に支給する場合には百分の六十七・五」に改め、同条第三項中「百分の六十八・七五」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の六十一・二五」と」を加える。

第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の百二十二・五）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百七・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十七・五）」を加え、同号ロ中「百分の百五」を「、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の五十八・七五）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）」を加える。

第二十二条第一項中「三万四千三百円」を「三万四千七百円」に改める。

別表第一から別表第十一までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表（第六条関係）

イ　行政職俸給表(一)

職員の区分 / 職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額	9級 俸給月額	10級 俸給月額
1	183,500円	230,000円	261,300円	287,300円	309,800円	335,000円	373,400円	415,600円	465,500円	529,000円
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400